

作業機を装着したトラクターで 公道走行が可能となりました！

道路運送車両法の基準緩和によって、一定条件を満たした状態に限りトラクターに作業機（ロータリー・ハロー等、けん引式でないもの）を付けたままで公道を走行することが可能となりました。

★作業機を付けたトラクターで公道を走行する際は、
次の4つのポイントをチェックしましょう！★

チェック① 適切な運転免許証をお持ちですか？

○作業機の幅によって必要な運転免許が変わります○
作業機本体の幅が1.7m以上の作業機を付けて公道を走行する場合、**大型特殊免許（農耕限定でも可）**が必要となります。
大型特殊免許は、県内の自動車教習所等で取得することができます。

普通自動車免許（小型特殊免許）で
運転可能なトラクターでも、**作業機の幅が
1.7mを超えると大型特殊免許が必要と
なるので注意！**

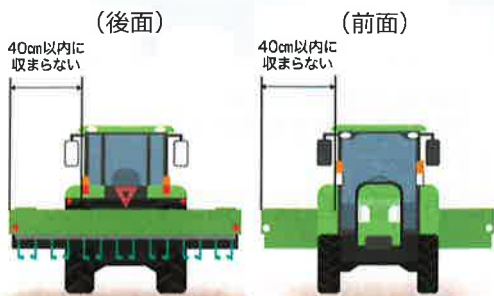
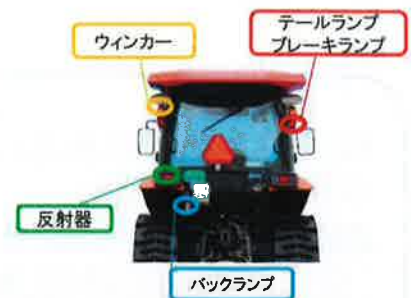



※耕うん幅ではなく**作業機全体の幅**です。
※普通自動車免許を取得していれば、小型特殊免許取得の必要はありません。

チェック② 灯火器や反射器が隠れていませんか？

作業機を装着した際に、**トラクターに付いている灯火器類
（方向指示器、後部反射器、車幅灯等）が視認できることが必要です。**

※作業機を地上から20cm持ち上げた状態で確認してください。
※灯火器類が視認できない場合は、別途設置や移設が必要です。



トラクターの車幅灯と作業機の両端が40cm以上離れる場合は、
作業機の左右両端に前面は白色、後面は赤色の**反射器と、
制限を受けていることを示す標識**  を設置する必要があります。

チェック③ トラクターの安定性に問題はないですか？

作業機を取り付けることで、
トラクターの安定性が確保できるか確認する必要があります。

(確認方法)

「日本農業機械工業会」のホームページで安定性を確認できたトラクターと作業機の組合せが公表されています。

日農工 公道走行 検索

(安定性が確認できない場合)

後方から見える位置に  標識と、機体後方および運転席に「**運行速度15km/h以下**」表示を設置して、**速度15km/h以下で走行する必要があります。**



※車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるものは最大安定傾斜角度35度以上



ヤンマーアグリ株式会社「作業機付きトラクターの道路走行に関するガイドブック」より引用


チェック④ 車両幅によって必要な装備を設置していますか？

(作業機を装着した状態で車幅が1.7mを超える場合)

トラクター機体両側にサイドミラーを装着する必要があります。

(作業機を装着した状態で車幅が2.5mを超える場合)

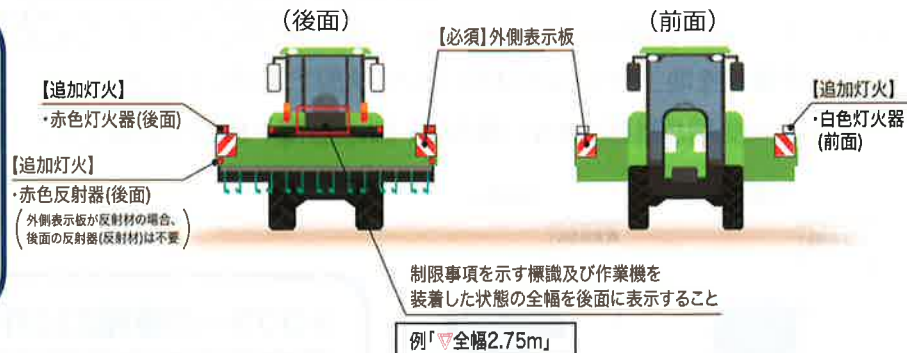
以下の標識類を設置する必要があります。

- ・作業機の前面および後面の最外側（左右）に**外側表示板（ゼブラシート）**設置
- ・後方見える位置に「全幅〇・〇〇m」と標識を設置
- ・運転席に全幅の分かる表示シールの貼付
- ・各灯火器から作業機の最外側が40cm以上ある場合は、前面左右に**白色灯火器**、後面左右外側に**赤色灯火器**と**赤色反射器**を設置

(ただし、増設した灯火器は前照灯・車幅灯・尾灯と連動する必要があります。)

【作業機幅2.5m以上時の装備例】

幅が2.5m（作業機含む）を超える車両の公道走行は、道路管理者（国・都道府県・市町村等）の「**特殊車両通行許可**」を得る必要があります。（農道は不要）



※作業機を装着したトラクターの公道走行については、トラクター・作業機を保有するご自身で諸条件を十分ご確認いただき、法令を守って走行してください。

ご不明な点がございましたら、お近くのJA農機センターまでお問い合わせください。